宗教法人寳光寺秋川霊園使用規定

- 第 1 条 本霊園は墳墓以外の目的には使用できません。
- 第 2 条 本霊園は宗教の如何を問わず何人でも使用できます。
- 第 3 条 使用希望者は墓地永代使用申込書に所定事項を記載し永代使用料を添えて提出して 下さい。
- 第 4 条 本霊園を使用する方は、別に定められた永代使用料及び管理料を添えて所定の時期 に納入して下さい。永代使用料及び管理料を納入された時に墓地永代使用権を得(以 下権利者と云う)、墓地永代使用許可書(以下使用許可書と云う)を交付致します。
- 第 5 条 建墓等の際は必ず、事前に届け出が必要です。本霊園には、整備、管理上、良識ある 指定石材店を定めています。建墓は、秋川霊園石材部もしくは指定石材店が誠実且つ 責任を以て施工します。また、埋葬等の作業も秋川霊園石材部もしくは指定石材店が 担当します。
- 第 6 条 使用許可書の記載事項(名義、住所等)に変更があった時には速やかに変更(名義変更、住所変更等)の手続きをとって下さい。墓地永代使用権の継承は親族間のみ可能です。
- 第 7 条 御遺骨を埋葬する又は改葬する場合は、管理事務所に市町村長の発行した改葬許可 書又は火葬許可書(埋葬許可書)を提出し、本霊園より交付した使用許可書を提示し て、裏面に必要事項の記入を受け所定の料金を納入してください。
- 第 8 条 管理料は毎年3月中に次年度1年分を納入してください。2年分以上を前納された場合で、管理料の改定がなされた時は、前納された管理料と改定後の管理料との差額分を納入していただきます。(除く永代百年)
- 第 9 条 使用許可書を紛失又は汚損した時は、再交付の手続きをして下さい。
- 第10条 埋葬場所の設置については次の各項をお守り下さい。
 - 第1項 区画を明らかにするため、高さ0.45m以内の囲障を設けること。但し生垣は不許可 とします。
 - 第2項 盛土の高さは0.45m以内とする。
 - 第3項 墓碑、植木及びこれに類するものは原則として高さ2m以内とする。区画をはみだしたり、高さ制限を超える植木は、その部分について切除することがある。
 - 第4項 その他の事項については、その都度協議する。
- 第11条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者がその責任を負う。
- 第12条 墓地使用者が、その責に帰すべき事由により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、墓地使用者の負担により、補償及び補修をしなければならない。
- 第13条 災害、盗難等霊園の責に帰すべからざる事由により、墳墓に損害を与えた場合には、

霊園はその責めを負わない。

- 第14条 本霊園が、墓所につき公用収容の必要のため、また土地の整備等その他の必要のため、 墓地使用者に対して改葬を求めたときは、墓地使用者はこれに応じなければならな い。なおその場合には、霊園が代替地及び改葬に伴う費用を補償する。
- 第15条 次の各項の一つに該当した場合、使用許可を取り消す。使用許可を取消された場合、 使用していた墓地は更地に戻し返還して頂くこととなります。
 - 第1項 権利者の死亡後2年を経過して、祭祀を承継する者がいない時。
 - 第2項 権利者である法人が解散した時。
 - 第3項 管理料を3年以上納入しない時。
 - 第4項 墓地使用者が第1条に反した時。
 - 第5項 他の墓地使用者の信仰に圧力を加たり他の使用墓地に迷惑となる様な行為をした時。
 - 第6項 本霊園の承諾を得ずに相続人以外の第3者に譲渡又は転貸した時。
 - 第7項 前項第1項又は第3項により使用許可を取消し、埋蔵、焼骨の改葬先なき場合は本霊 園の無縁墓地に改葬し、本霊園に於いて管理致します。
- 第16条 権利者(権利者死亡の場合は継承権利者)が使用権を放棄する時は、その旨書面を以てお届け下さい。使用墓地は更地に戻しての返還となります。埋蔵、焼骨のある場合は、権利者の責任に於いて6ヶ月以内の期間を定めて改葬する旨書面を以てお届け下さい。
- 第17条 前条の場合使用権は、本霊園に帰属し、既納の永代使用料及び管理料は返還致しません。
- 第18条 墓地の権利者又は焼骨収蔵委託者より、本霊園以外の墓地又は納骨堂に、焼骨の分骨を埋蔵又は収蔵を委託するために、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類の 請求があった時はこれを交付します。
- 第19条 墓地永代使用料の内金として、納入された金銭は、取消しされても、返還致しません。
- 第20条 管理料は時勢により、改定を行います。
- 第21条 当園発行の領収書は再発行できません。 領収書の紛失等により支払の証を必要とする場合、支払いをした本人は、当園所定の 手続きに基づき、「支払証明書」(別途発行手数料がかかります)の発行を求めること ができます。但し、申請時より7年以内のものに限ります。
- 第22条 本使用規定の内容については、社会的、経済的な事情の変更により、改定変更することがあります。
- 第23条 前各条に定めのない事項についてはその都度協議します。